

## 著作権法改正に関する要望事項

（総務省）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 要望事項               | 放送事業者・有線放送事業者の譲渡権の創設   |
| 要望の趣旨              | 放送事業者・有線放送事業者は複製権を有するが、不適法に作られた複製物であっても、これを譲渡することには権利が及ばないため、本来の権利者である放送事業者・有線放送事業者に譲渡権を与えられたい。  |
| 改正条項               | 著作権法第4章第4節に新設  |
| 改正内容               | 放送事業者・有線放送事業者は、その放送をその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。   |
| 改正を必要とする理由         | <p>（１）問題の所在</p> <p>技術の進展により、放送を大量に複製・譲渡することが容易になっているが、譲渡については権利が及ばないため、放送事業者・有線放送事業者がコントロールできない。</p> <p>（２）法改正の必要性</p> <p>不適法に作られた複製物を、その事実を知らずに譲渡した者については、第三者効がないため、放送事業者・有線放送事業者は対抗する手段がない。また、実演家、レコード製作者に譲渡権がすでに付与されていることとのバランスにも配慮する必要がある。</p> |
| 要望事項に係るこれまでの取り組み状況 | 平成13年8月、14年8月 文化庁に要望書を提出   |
| その他<br>（関係団体の名称等）  | 社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会、<br>社団法人日本ケーブルテレビ連盟  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 担当者氏名・役職<br>連絡先 | 情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室 課長補佐 稲原 浩<br>03-5253-5739 |
|-----------------|--|

## 著作権法改正に関する要望事項

(総務省)

|                    |   |
|--------------------|---|
| 要望事項               | 放送事業者・有線放送事業者の貸与権の創設  |
| 要望の趣旨              | 放送事業者・有線放送事業者は複製権を有するが、不適法に作られた複製物であっても、これを貸与することには権利が及ばないため、本来の権利者である放送事業者・有線放送事業者に貸与権を与えられたい。   |
| 改正条項               | 著作権法第4章第4節に新設   |
| 改正内容               | 放送事業者・有線放送事業者は、その放送をその複製物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。  |
| 改正を必要とする理由         | (1) 問題の所在<br>技術の進展により、放送を大量に複製・貸与することが容易になっているが、貸与については権利が及ばないため、放送事業者・有線放送事業者がコントロールできない。<br>(2) 法改正の必要性<br>不適法に作られた複製物を、その事実を知らずに貸与した者については、第三者効がないため、放送事業者・有線放送事業者は対抗する手段がない。また、実演家、レコード製作者に貸与権がすでに付与されていることとのバランスにも配慮する必要がある。 |
| 要望事項に係るこれまでの取り組み状況 | 平成13年8月、14年8月 文化庁に要望書を提出  |
| その他<br>(関係団体の名称等)  | 社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会、<br>社団法人日本ケーブルテレビ連盟   |
| 担当者氏名・役職<br>連絡先    | 情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室 課長補佐 稲原 浩<br>03-5253-5739  |